

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を要請する意見書

女性差別撤廃条約選択議定書は、女性差別撤廃条約の実効性をより高めるために設けられており、個人通報制度と女性差別撤廃委員会により調査制度を定めている。

平成 11 年国連総会で採択され、令和 4 年 1 月現在、締約国 189 カ国のうち 114 カ国が批准している。

個人通報制度は、条約に定める権利が侵害された場合、個人が国連の女性差別撤廃委員会に通報できる仕組みである。また、調査制度は、締約国による重大、又は組織的な権利侵害について、信頼できる情報を受理した場合、女性差別撤廃委員会が、調査を実施するものである。

よって、批准することにより、女性の人権侵害の救済と人権の保障をより強化することができる。

また、日本は令和 4 年のジェンダー・ギャップ指数が世界 146 カ国中 116 位で、G7 では最下位と後れを取っている。配偶者等からの暴力の増加・深刻化の懸念、女性の雇用、所得、社会進出への影響が顕在化したとの認識が示されている。

日本政府は、女性差別撤廃条約選択議定書の批准に向けての要請を受けており、国際社会からも期待されている。批准が実現することで、国内の人権議論が活発化し、国際的な人権保障に貢献できるとされている。

批准を求める意見書の可決は 9 月時点で累計 202 自治体に広がっており、県内でも、北九州市、飯塚市、行橋市、近隣では春日市で可決されている。

こうした流れを受けて、批准に向けた具体的な計画と展望を報告することが求められている。

よって、本市議会は、女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 5 年 1 月 2 日

衆議院議長	額賀 福志郎 様
参議院議長	尾辻 秀久 様
内閣総理大臣	岸田 文雄 様
外務大臣	上川 陽子 様
法務大臣	小泉 龍司 様
内閣府特命担当大臣 (男女共同参画担当)	加藤 鮎子 様

福岡県太宰府市議会議長 門田直樹